

○千葉県財務規則

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二 略</p> <p><u>二の二 担当課長 組織規程第十七条第八項の規定により設置される担当課長（組織規程第八条第一項の規定により健康福祉部に設置されるものであって、新型コロナウイルス感染症に係る業務を所掌するものに限る。）をいう。</u></p> <p>三～十九 略</p> <p>(専決)</p> <p>第五条 知事は、副知事、部長、担当部長、局長、課長、<u>担当課長</u>及びかい長に対し、財務会計に関する事務について、別表第二に定めるところにより、それぞれ専決させるものとする。この場合において、担当部長の所掌する業務に係る同表の適用に当たっては同表専決区分の欄中「部長」とあるのは「担当部長」と読み替えるものとし、局長の所掌する業務に係る同表の適用に当たっては同表専決区分の欄中「部長」とあるのは「<u>局長</u>」<u>と読み替えるものとし、担当課長の所掌する業務に係る同表の適用に当たっては同表専決区分の欄（流用の項に係る部分を除く。）中「課長」とあるのは「担当課長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2～5 略</p> <p>(放置違反金の収納委託)</p> <p>第五十九条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 受託者は、現金の納入を受けたときは、これを領収し、領収証書を納入者に交付し、及び領収済の旨を領収済通知書により歳入徴収者に通知しなければならない。<u>ただし、別に定める納入方法により納入を受けたときは、領収証書を交付することを要しない。</u></p> <p>5・6 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二 略</p> <p>(新設)</p> <p>三～十九 略</p> <p>(専決)</p> <p>第五条 知事は、副知事、部長、担当部長、局長、課長及びかい長に対し、財務会計に関する事務について、別表第二に定めるところにより、それぞれ専決させるものとする。この場合において、担当部長の所掌する業務に係る同表の適用に当たっては同表専決区分の欄中「部長」とあるのは「<u>担当部長</u>」と読み替えるものとし、局長の所掌する業務に係る同表の適用に当たっては同表専決区分の欄中「部長」とあるのは「<u>局長</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2～5 略</p> <p>(放置違反金の収納委託)</p> <p>第五十九条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 受託者は、現金の納入を受けたときは、これを領収し、領収証書を納入者に交付し、及び領収済の旨を領収済通知書により歳入徴収者に通知しなければならない。</p> <p>5・6 略</p>

(長期継続契約)

第百四条 契約担当者は、翌年度以降にわたり、次の各号に掲げる契約を締結することができる。

一 電気の供給を受ける契約

二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十二項に規定するガス事業者が供給するガスの供給を受ける契約

三 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第五項に規定する水道事業者又は工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第五項に規定する工業用水道事業者が供給する水の供給を受ける契約

四 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者が提供する電気通信役務（知事の定めるものを除く。）

の提供を受ける契約

五 不動産を借りる契約

2～4 略

別表第四（第六条第一項から第三項まで）

出納員		分任出納員		現金取扱員		物品取扱員	
課 (か い) 名	委任事項	課 (か い) 名	委任事項	課 (か い) 名	委任事項	課 (か い) 名	委任事項
略							
出納局	一 本庁における税 外諸収入 金の収納 事務 二 本庁に おける歳 入歳出外 現金等の 収納事務			略			

(長期継続契約)

第百四条 契約担当者は、翌年度以降にわたり、次の各号に掲げる電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約を締結することができる。

一 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者が供給する電気

二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十二項に規定するガス事業者が供給するガス

三 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第五項に規定する水道事業者又は工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第五項に規定する工業用水道事業者が供給する水

四 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者が提供する電気通信役務（知事の定めるものを除く。）

(新設)

2～4 略

別表第四（第六条第一項から第三項まで）

出納員		分任出納員		現金取扱員		物品取扱員	
課 (か い) 名	委任事項	課 (か い) 名	委任事項	課 (か い) 名	委任事項	課 (か い) 名	委任事項
略							
出納局	一 本庁に おける税 外諸収入 金の収納 事務 二 本庁に おける歳 入歳出外 現金等の 収納事務			略			

				産業廃棄物に係る事務管理及び行政代執行費用の収納事務		
				ヤード・残土対策課	行政代執行費用の収納事務	

				産業廃棄物に係る事務管理及び行政代執行費用の収納事務		

別表第五（第七条第一項）

部・課・かい名	出納員	分任出納員	現金取扱員	物品取扱員
略				
廃棄物指導課			監視指導室の上席の職員	
ヤード・残土対策課			残土・再生土対策班及び監視指導班の上席の職員	
略				
各障害者相談センター		管理課長（中央障害者相談センターにあつては、 <u>身体障害者支援課長</u> ）		
略				
各漁港事務所		総務課長		工務課長（銚子漁港事務所にあつては、 <u>工務第一課長及び工務第二課長</u> ）

別表第五（第七条第一項）

部・課・かい名	出納員	分任出納員	現金取扱員	物品取扱員
略				
廃棄物指導課			監視指導室の上席の職員	
(新設)				
略				
各障害者相談センター		管理課長（中央障害者相談センターにあつては、 <u>相談課長</u> ）		
略				
各漁港事務所		総務課長		工務課長 大原支所長

				大原支所長
略				

略				